

日弁連総第11号
2017年（平成29年）5月12日

栃木刑務所長 小 出 稔 殿

日本弁護士連合会
会長 中 本 和 洋

要 望 書

当連合会は、X氏申立てに係る人権救済申立事件（2013年度第28号及び第29号）につき、貴殿に対し、以下のとおり要望する。

第1 要望の趣旨

栃木刑務所は、イスラム教徒である申立人が同所内での礼拝に使用していたスカーフを領置し、また、ラマダンの期間中の食事の時間に関する申立人の願い出に対応せず、さらに、ラマダンの期間中の時間の把握に関する申立人の願い出に適切に対処しなかった。これらの対応は、いずれも申立人の宗教行為の自由という人権を侵害したものであるから、貴殿に対し、以下のとおり要望する。

- 1 イスラム教徒の女性が礼拝を行うに当たっては、顔以外の部分を十分に覆うことができる程度の長さや形状のスカーフが必要であることに照らし、今後、イスラム教徒の女性の受刑者が礼拝を行うに当たっては、宗教上の行為に配慮した必要な措置を講じること。
- 2 イスラム教徒の受刑者がラマダンを行うことを希望した場合は、日の出前にも食事を取ることができるようにするため、通常の夕食のほかに、衛生上問題のない飲食物を別途支給し、それを翌朝までに取りを認めること。
- 3 イスラム教の受刑者が礼拝を行うに当たっては、正確な時刻を把握する必要性があり、特に、ラマダンの時期についてはその必要性が高いことから、時計を使用することを認めること又は自らが正確な時間を確認することができる場所に時計を設置すること。

第2 要望の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり。

日弁連総第11号
2017年（平成29年）5月12日

法務大臣 金田 勝年 殿

日本弁護士連合会
会長 中本 和洋

要 望 書

当連合会は、X氏申立てに係る人権救済申立事件（2013年度第28号及び第29号）につき、貴殿に対し、以下のとおり要望する。

第1 要望の趣旨

栃木刑務所は、イスラム教徒である申立人が同所内での礼拝に使用していたスカーフを領置し、また、ラマダンの期間中の食事の時間に関する申立人の願い出に対応せず、さらに、ラマダンの期間中の時間の把握に関する申立人の願い出に適切に対処しなかった。これらの対応は、いずれも申立人の宗教行為の自由という人権を侵害したものであるから、貴殿に対し、以下のとおり要望する。

- 1 イスラム教徒の女性の受刑者が刑務所内で礼拝を行うに当たっては、顔以外の部分を十分に覆うことができる程度の長さや形状のスカーフが必要であることに照らし、被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令の別表にスカーフを明記する等、イスラム教徒の女性の宗教上の行為に配慮した必要な措置を講じること。
- 2 イスラム教徒の受刑者が刑務所内でラマダンをを行うに当たっては、受刑者の健康管理及び衛生上の配慮を行う一方で、食事の内容や食事を取る時間に配慮するとともに、受刑者が正確な時間を把握することができるよう、各施設に指導すること。

第2 要望の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり。

栃木刑務所におけるスカーフ所持拒否等
に関する人権救済申立事件

調査報告書

2017年（平成29年）4月14日

日本弁護士連合会
人権擁護委員会

事件名 栃木刑務所におけるスカーフ所持拒否等に関する人権救済申立事件（2013年度第28・29号）

受付日 2013年（平成25年）7月22日及び同年10月5日

申立人 X

相手方 栃木刑務所

第1 結論

1 栃木刑務所長に対し、次のとおり要望するのが相当である。

栃木刑務所は、イスラム教徒である申立人が同所内での礼拝に使用していたスカーフを領置し、また、ラマダンの期間中の食事の時間に関する申立人の願い出に対応せず、更に、ラマダンの期間中の時間の把握に関する申立人の願い出に適切に対処しなかった。これらの行為は、いずれも申立人の宗教行為の自由という人権を侵害したものであるから、貴殿に対し、以下のとおり要望する。

- (1) イスラム教徒の女性が礼拝を行うに当たっては、顔以外の部分を十分に覆うことができる程度の長さや形状のスカーフが必要であることに照らし、今後、イスラム教徒の女性の受刑者が礼拝を行うに当たっては、宗教上の行為に配慮した必要な措置を講じること。
- (2) イスラム教徒の受刑者がラマダンを行うことを希望した場合は、日の出前にも食事を取ることができるようにするため、通常の夕食のほかに、衛生上問題のない飲食物を別途支給し、それを翌朝まで取ることを認めること。
- (3) イスラム教徒の受刑者が礼拝を行うに当たっては、正確な時刻を把握する必要性があり、特に、ラマダンの時期についてはその必要性が高いことから、時計を使用することを認めること又は自らが正確な時間を確認することができる場所に時計を設置すること。

2 法務大臣に対し、次のとおり要望するのが相当である。

栃木刑務所は、イスラム教徒である申立人が同所内での礼拝に使用していたスカーフを領置し、また、ラマダンの期間中の食事の時間に関する申立人の願い出に対応せず、更に、ラマダンの期間中の時間の把握に関する申立人の願い出に適切に対処しなかった。これらの行為は、いずれも申立人の宗教行為の自由という人権を侵害したものであるから、貴殿に対し、以下のとおり要望する。

- (1) イスラム教徒の女性の受刑者が刑務所内で礼拝を行うに当たっては、顔以外の部分を十分に覆うことができる程度の長さや形状のスカーフが必要であることに照らし、被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令の別表にスカーフを明記する等、イスラム教徒の女性の宗教上の行為に配慮し

た必要な措置を講じること。

- (2) イスラム教徒の受刑者が刑務所内でラマダンを行うに当たっては、受刑者の健康管理及び衛生上の配慮を行う一方で食事の内容や食事を取る時間に配慮するとともに、受刑者が正確な時間を把握できるよう、各施設に指導すること。

第2 申立ての趣旨及び理由

1 申立ての趣旨

申立人は、栃木刑務所で受刑中の外国籍の女性でありイスラム教徒であるところ、栃木刑務所において、イスラム教の礼拝で使用するスカーフを居室で所持して使用することを禁止されたこと、イスラム教の断食であるラマダンの際、日の出前に食事を取ることができなかつたり、時計の所持を許されないために礼拝を定められた時間に行うことができなかつたりすることが、申立人の人権を侵害するものであるとして、このような状況の改善を求めるものである。

2 申立ての理由

(1) スカーフの所持の禁止に関する申立てについて

① 申立人は、栃木刑務所で受刑中のバングラデシュ国籍の女性であり、イスラム教を信仰している者であるが、約6年前にイスラム教の礼拝で使用するスカーフ（頭から被るショール様のもの）を居室で所持することを願ったところ、これを許可されたことから、それ以降、このスカーフ（以下「本件スカーフ」という。）を居室で所持していた。

② ところが、2013年になり、申立人と同じ工場で作業に従事している他のイスラム教徒の受刑者がスカーフを居室で所持することを願ったところ、これが許可されなかった。

そこで、申立人は、同年6月26日、職員に対し、自らが所持を許可されていた本件スカーフを示し、上記の受刑者が許可されなかった理由を質問したところ、規則が変更されたことから、居室内で長い布を所持することはできないとの説明を受けた。

③ これ以降、申立人は、職員から、本件スカーフを居室で所持することはできないとして、本件スカーフを引き上げて三角巾様の短い布に変更する旨の説明を受けるとともに、本件スカーフを提出するよう繰り返し指示を受けるようになった。

しかし、申立人は、従前は本件スカーフを所持することを許可されており、イスラム教の礼拝で使用する物品を刑務所が無断で変更することを承

諾できなかったことから、これを拒否し続けていた。

- ④ そうしたところ、申立人は、2014年1月30日、職員から、再度本件スカーフを居室で所持できないために引き上げる旨の説明を受け、私物保管箱にあった本件スカーフを引き上げられるに至ったものである。

その際、申立人が職員の指示に反して居室に戻らなかったこと等を容疑事実として、2014年2月13日、申立人を反則容疑者とする懲罰審査会が開催されている。

- (2) ラマダンにおける食事の提供や時計の所持の禁止に関する申立てについて

- ① イスラム教の断食であるラマダンの際、イスラム教徒は、日の出前と日没後に分けて食事を取ることになっているが、栃木刑務所では、ラマダンの際、イスラム教徒の受刑者に対し、日の出前に食事を提供せずに日没後にのみ3食分の食事を提供し、これを2時間以内に取りよう指示している。
- ② また、ラマダンの際、イスラム教徒は、一定の定められた時間ごとに様々な礼拝をすることになっているが、栃木刑務所では、時計を居室で所持することが許可されておらず、これらの礼拝を定められた時間に行うことができない。

第3 調査の経過

2013年7月22日及び同年10月5日	申立受付
2013年12月12日	予備審査開始
2014年5月26日	本調査開始
2014年7月4日	栃木刑務所宛て照会発信
2014年7月19日	栃木刑務所から回答受信
2014年10月1日	申立人と面会
2015年1月21日	F指標刑務所（16か所）宛て照会発信
2015年1月～3月	各F指標刑務所から回答受信
2015年4月20日	日本ムスリム協会訪問調査
2015年7月17日	栃木刑務所宛て照会発信
2015年10月23日	栃木刑務所から回答受信
2015年7月17日	法務省宛て照会発信
2015年10月22日	法務省から回答受信
2016年2月24日	栃木刑務所宛て照会発信
2016年3月13日	栃木刑務所から回答受信
2017年2月24日	栃木刑務所宛て照会発信

第4 調査の内容

1 申立人から聴取した内容の要旨

(1) 本件スカーフの所持・使用の禁止について

① 申立人が居室で本件スカーフの所持を許可され、居室内で礼拝を行っていた状況

申立人は、栃木刑務所に入所した際、所持していた本件スカーフを領置された。その後、2、3か月ほどして本件スカーフの所持を申し出たところ、許可された。もっとも、本件スカーフは単独室でのお祈りの際には使用して良いが、雑居では本件スカーフを使用してお祈りをするにはできないと言われた。申立人は、入所してから3、4年ほど単独室にいたが、その後、雑居にいたこともある。

申立人は、ほとんど毎日、居室内でお祈りをする際に本件スカーフを使用していたが、工場に出ている日は夕食後しかお祈りをする時間がなかった。イスラム教のお祈りは1日5回であり、日の出前、午前11時40分、午後3時、午後6時、午後8時と定められている。1回当たりのお祈りの時間は必ずしも決まっていないが、大体、日の出前のときは10分程度、午前11時40分のときは30分程度、午後3時のときは12分程度、午後6時のときは15分程度、午後8時のときは40分から1時間程度となっている。

イスラム教のお祈りには、スンノットとフォローズというものがあり、フォローズが重要で少なくとも5分くらいは掛かるが、工場に出ている日は夕食後に1日5回分をまとめてお祈りをしてきた。工場に出ている日は、午後5時頃に帰室し、午後6時から夕食を取り、午後7時から洗面、洗濯等をして、午後8時から自由な時間になるが、午後9時に就寝になるので、1時間程度しかお祈りをする時間がない。

イスラム教では、女性はスカーフをしなければお祈りをするにはできず、スカーフをしないでお祈りをするには、神様の前で裸になっているような気持ちになる。

スカーフは、頭から首にかけて何重にも巻いて使用しており、顔の部分しか外に出ないようにする。そのほか、手首や足首から先の部分以外は外に出してはならないことになっている。

② 申立人が本件スカーフの使用を禁止された経緯

2012年頃、同じ工場にフランス人のムスリムの女性が入所した際、スカーフを所持することについて相談されたことがあった。その後、その女性の家族から、女性宛てにスカーフが送られてきたことから、その女性が願せんでスカーフの所持を申し出たところ、職員から規則が変わった等と言われ、不許可にされたとのことであった。

そこで、申立人は、その女性を助けようと思い、自分は本件スカーフの所持を許可されていると刑務官に申し出たところ、申立人が本件スカーフを所持していることが刑務官の上司に知られることになり、申立人も、本件スカーフを所持してはならないという扱いになった。

申立人が、なぜ自分が所持している本件スカーフを使用できないのかと職員に尋ねたところ、当初は、本件スカーフの長さが長いということと言われたが、その後、生地にも問題があるということと言われた。職員から、2メートル以内であれば良いとか、バスタオルくらいの長さであれば良い等と言われたことはない。

その後、刑務所から代替物を支給すると言われたが、白い木綿製の三角巾のような布であり、1辺の長さが50センチメートルから70センチメートルほどの二等辺三角形の形状のものである。代替物については、色や素材は問題ないが、作業時に使用している三角巾よりも若干大きい程度のものであり、耳や首の部分を十分に覆うことができないことから、これを使用してお祈りをすることはできない。

(2) ラマダンにおける食事及び時間の把握について

① 刑務所において申立人がラマダンを行うことができない事情

申立人の国では、ラマダンの時期になると、テレビやラジオ等でラマダンの開始が告げられ、午後8時にお祈りをした後、夜中に食事をして、コーランのお祈りをする。その後、午前3時に起床し、お祈りをした後、午前4時までには食事をし、その後、定められた時間にお祈りをし、日没後にイフタールという果物やジュース等を取った後、午後8時のお祈りをする。飲物は、水や茶等のほか、果物やジュース等である。

しかし、刑務所では本当のラマダンを行うことはできない。申立人が、本当のラマダンと刑務所のラマダンの違いで重要であると考え、時計で時間が分からないこと、日の出前、日没後、夜中の3回に分けて食事をできないこと、スカーフを使用できないこと等である。

時間については、工場に出ている日については、夜のテレビは午後7時からしか始まらず、また、朝の音楽も午前6時30分から始まるので、ラ

マダンに必要な時間をテレビやラジオで確認することはできない。また、居室内からは太陽を見ることもできないため、時計がなければ時間を確認することはできない。

② 申立人が刑務所においてラマダンにおける食事及び時間の把握に関する配慮を申し出ていた状況

申立人が入所して間がないころ、ラマダンの時期が終了した後、シンガポール人のムスリムの女性から、刑務所でのラマダンのことを聞いた。しかし、食事は24時間に1回しか取ることができず、居室では日の出や日没も分からず時計を確認することもできない等といったことを聞いて、刑務所で本当のラマダンを行うことはできないと考えるに至った。なお、刑務所でも、在日バンングラデシュ大使館から送られてくるカレンダーや家族からの手紙等でラマダンの時期を知ることが可能である。

申立人は、シンガポール人のムスリムの女性から刑務所でのラマダンを聞いた後、願せんで本当のラマダンがしたいと申し出たことがあったが、不許可となった。それ以降、2年くらい前まで、毎年、同様の申出を行っていたが、毎回不許可とされていた。2014年には、ラマダンの1週間前に、本当のラマダンをするのか、刑務所のラマダンをするのかという質問を願せんで行ったが、本当のラマダンをすることはできないと言われた。そのため、申立人は、刑務所でラマダンを行ったことはない。

2 栃木刑務所からの照会回答の内容の要旨

(1) 本件スカーフの所持・使用の禁止について

申立人がイスラム教を信仰していることについては、申立人が入所した2006年8月31日時点において把握していた。また、イスラム教の宗教行為について、礼拝内容や戒律上摂取できない食物があること等、一般的な内容を把握していた。

栃木刑務所としては、申立人の希望により、豚肉を使用しない食事を支給したり、頭部等を隠すための本件スカーフ（申立人の私物）の使用を許したりしていた。ただし、本件スカーフは、長さが2メートルを超える長尺物（本件スカーフの形状は、レース様の布で、大きさは、縦約90センチメートル・横約2メートル20センチメートル）であったため、申立人に対し、2メートル以下（申立人には、「バスタオル程度の長さ」と説明した。）のスカーフを差し入れてもらうよう指導するとともに、本件スカーフの使用は通常許されないものであるが、宗教行為に対する配慮のため、その差し入れがなされるまでの間、本件スカーフの使用を許す旨の告知をした。

2メートル以下とした理由は、自殺又は逃走等の用に供されることを防止するためである。

その後、栃木刑務所では、2013年6月10日以降、イスラム教に対する宗教用具として、官物の敷物とスカーフ（以下「官物スカーフ」という。）を整備したため、申立人に対し、本件スカーフの代替物が差し入れられないようであれば官物スカーフを使用するように繰り返し指導したが、申立人から、その使用の申出はなかった。

なお、栃木刑務所が整備した官物スカーフは、底辺が約84センチメートル、高さが約41センチメートルの二等辺三角形の形状で、綿の布地でできた三角巾様のものであった。

しかしながら、その後も、申立人が差し入れの要請をしようとせず、また、官物スカーフを使用したいとの申出もなかったため、2014年1月30日、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事被収容者処遇法」という。）47条2項1号に基づき、本件スカーフを領置した。

(2) ラマダンにおける食事について

栃木刑務所としては、ラマダン期間中の生活の規律について、①暁（日の出）の礼拝時から日没までの間、飲食物を一切摂取しない断食を行うこと、②夜ごと礼拝を行うこと、③コーラン（経典）を読誦すること等と認識していた。

申立人から、ラマダン実施に当たり、食事を取る時間を午後6時から午前4時30分に変更してほしい旨の申出があったが、ラマダン開始当日、申立人から、ラマダンを中止したいとの申出があったため、申立人に対する食事の給与回数及び時間を変更することはなかった。

なお、ラマダン期間中の申立人の食事の給与回数及び時間については、1日1回、午後7時頃に夕食の献立の内容で、夕食給与に係る通常量の3倍（1人につき1日に給与する熱量と同等の約2,000キロカロリー）を給与する予定とし、その食事時間を、食中毒防止の観点から、午後8時30分頃までとする予定であった。また、ラマダン期間中の申立人に対するお茶の給与回数及び時間は、1日1回、午後7時頃に通常の6倍の量（1人につき朝食時・午前休憩時・昼食時・午後休憩時・夕食時・夕食後の計6回、各約350ミリリットルずつ給与する量の合計である約2,100ミリリットル）を給与する予定であった。

(3) ラマダンにおける時間の把握について

申立人から、ラマダンを行うに当たり、時計を使用したいとの願い出があ

ったが、ラマダンは日没や日の出を基準に行うものであり、時間を確認しなければならぬ必要性が認められなかったため、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（以下「規則」という。）15条7項に基づき、当該願い出を取り計らわなかった事実はある。

また、申立人が確認できる場所に時計が設置されていることはない。

(4) イスラム教を信仰する収容者に対するその他の配慮について

栃木刑務所としては、ラマダン実施者に対しては、単独室に収容したり、ラマダン実施前後に医師による健康診断を実施したりしている。

(5) その後の状況について

栃木刑務所におけるスカーフ、ラマダンにおける食事、ラマダンにおける時間の把握に関する現在の取扱いは、貸与している官物のスカーフの大きさについて底辺が約98センチメートル、高さが約48センチメートルとなっているほか、前記と同様である。

なお、申立人は、2016年9月21日付けで仮釈放となっている。

3 全国のF指標刑務所に対する照会及び回答

全国のF指標刑務所（日本人と異なる処遇を必要とする外国人を収容する刑務所）におけるイスラム教徒の受刑者に対する処遇の実態を把握すべく、16刑務所に対し、照会を行ったところ、別紙のとおり回答が得られた。これらの回答のうち、大阪刑務所から寄せられたラマダン期間の食事に関する回答の内容は以下のとおりである。

すなわち、同刑務所におけるラマダン期間の食事については、朝食時及び昼食時に湯茶のみを支給し、夕食時に通常の食事に加えて、本人の主食の区分に応じたパンを2食分、マーガリン及びジャムを各1個、パックジュース及びパック牛乳を各1本支給している。食事の時間は、通常の食事として支給した夕食については、午後8時までとし、パン2食分、マーガリン、ジャム、パックジュース及びパック牛乳については、翌朝の他の受刑者の朝食時間までとしているが、就寝時間中（午後9時から午前6時40分まで）は認めていない。

また、礼拝については、通常時と同様、原則として余暇時間帯に行わせ、施設の動作時限に違背せず、規律及び秩序の維持その他管理運営上支障のない範囲で認めており、本人から礼拝前の手足の洗浄の申出があったときは、洗面器に半分程度の量の水を溜めさせ、同水を使用した手足の洗浄を認めているとのことであった。

4 法務省矯正局に対する照会及び回答

法務省矯正局に対し、イスラム教を信仰する受刑者に対する各施設の処遇実

態について照会したところ、被収容者の処遇については、各刑事施設の長が個々の宗教上の戒律等を踏まえ、各施設の実情に応じて可能な範囲で配慮を行っているものと承知しており、法務省矯正局としては、個々の宗教ごとに統一した処遇基準は定めていないとのことであった。

5 宗教法人日本ムスリム協会からの聴取の内容の要旨

イスラム教における教義の内容及び礼拝のルールについて調査すべく、宗教法人日本ムスリム協会から聴取を行った。同協会は、1952年に設立された日本で最初のイスラム教徒（ムスリム）の団体であり、ムスリム間の親睦を深めることを目的として活動している。

同協会から聴取した内容は以下のとおりである。

(1) イスラム教における礼拝について

ムスリムの義務として、毎日の礼拝は1日当たり5回と決められている。それぞれの時間については一定程度の幅があり、その時間内に行えば良いとされている。1回当たりの礼拝の時間は、大体10分程度である。礼拝の時間については、タイムテーブルが作成されて配布されている。刑務所に収監されていて礼拝の時間が分からないことは、ムスリムにとって苦痛であると考えられる。

礼拝の捧げ方については、メッカの方角を向いた上、地面にマット等を敷いて行うが、場所は問わないとされている。礼拝においては、定められた一連の動作（ラカート）を一定の回数繰り返して行う。また、礼拝時には、アラーに対する言葉を唱えることから、一定の句を唱えながら行う。

礼拝の準備については、お浄めが重要である。礼拝前には、手、足等の部位を必ず流れ出る水で浄める必要がある。このお浄めは必ず行わなければならない、お浄めをしなかった場合は、礼拝は無効となる。

日本での日常生活においては、早朝と夜の礼拝はそれ程問題なく、昼の礼拝も昼休みを利用して行うことができるが、遅い午後の礼拝（アスル）については、仕事の時間と重なることから、支障が生じることが多い。また、お浄めについても、お浄めを行う場所がないことから、同様に支障が生じることが多い。

イスラム教における女性の服装について、家族以外の者がいる場所においては、顔、手首から下の手の部分、くるぶしから下の足の部分以外はすべてを布で隠すことになっている。礼拝時以外の日常生活でも同様であるが、礼拝時にはアラーの前にいるということで、特に服装に注意することになると考えられる。このことについては、コーランの24節31、33節59に記

載されている。

(2) ラマダンについて

ラマダンの期間は国ごとに異なっており、2015年は、日本では6月18日から7月17日までとされている。日本の場合は、近隣のイスラム諸国が決めた基準に従っており、現在は、マレーシアを基準としている。日本のムスリムの団体で共同して新月観測委員会という組織を設けており、肉眼で確認した上で月が見えなくなったことも確認している。バングラデシュ国籍の外国人の場合も、日本と同様の基準によっているのではないかと考えられる。

ラマダンについては、旅行中、生理中や病気中の場合等、一定の場合は免除されることになっているが、その後に行うことになる。もともと、一時的な旅行ではなく、他国に移住している場合は、免除されることはない。刑務所に収監されている場合においても、通常のラマダンと同様となるものと考えられるが、日本はイスラム諸国ではないことから、最終的にはそれぞれの判断ということになるのではないかとと思われる。

ラマダンにおける礼拝については、基本的には通常の礼拝と同様であるが、一定の特別の礼拝を行う等の必要がある。また、ラマダンのためのタイムテーブルも作成されて配布されている。

ラマダンの期間の食事については、通常、日没後、水を飲んでから軽食を取り、その後、礼拝を行った後に食事を取る。それから、深夜に茶と菓子を取る。その後、日の出の1時間半前までには食事を取る。1回当たりの食事は、通常の場合よりも多くなっている。刑務所に収監されていて、夕食として1日分の食事を数時間以内にとるとされることは、苦痛であると考えられる。

6 イスラムに関する文献調査

宗教学者イスラミックセンター・ジャパンが作成した「サラート イスラムの礼拝」には、以下の記述がある。

「イスラームはアラビア語で『平和』を意味する語源が転化したことばで、『服従、帰依、従順』などの意味もあり、宗教的には神に対する完全な帰依、服従を表わすものです。

いつも唯一神アッラーの教えを守り、アッラーを敬愛することによって、愛護され、恐れや憂いを感じる事のない心やすらかな状態に導かれます。そして肉体と精神が真の平和を獲得し、各自が自分の持てる力を最大限に発揮して、現世と来世において限りのない幸福を享受できるよう説いているの

がイスラームの教えなのです。」

また、上記文献によれば、イスラムの基幹は以下の六信五行であり、礼拝の意義や礼拝に際して注意すべき点は後記のとおりである。

「イスラームの六つの信仰

1. アッラーを信じること。
2. アッラーの天使達の存在を信じること。
3. アッラーにより啓示された諸啓典を信じること。（略）
4. アッラーにより遣わされた預言者達を信じること。（略）
5. 審判の日、死後の世界の存在を信じること。
6. 人にはアッラーによって定められた運命があると信じること。

イスラームの五つの行

1. 信仰の告白

（略）

アッラーの他に神はなく、ムハンマドはアッラーのみ使いである、と唱えること。

2. サラート（礼拝）

これは五つの行のうち最大の柱で、1日五回捧げます。

3. サウム（断食）

イスラーム暦の九月（ラマダーン）の29日間か30日間、黎明から日没までの間、飲食はもちろん、さまざまな欲望を断ってアッラーの喜びのために専心するのです。

4. ザカート（喜捨）

ムスリムは、自分の蓄財（1年間蓄えた財産の一定部分）を喜捨します。また貧しい人や孤児や、神のために努力する者のためにこれを施さなければなりません。

5. ハッジ（巡礼）

1年のうち特定の一時期に、イスラームの聖地マッカにあるカアバ神殿へ参詣し、種々の行事を行うこと。

十分な体力、時間、資力を備えるムスリムは、少なくとも一生に一度はこれを実行しなければなりません。」

「礼拝の意義

サラート（礼拝）は、イスラームの五つの行の中で最も重要なもので、み使いも『礼拝はイスラームの柱で、天国への鍵である』と言っています。毎

日義務の礼拝として五回行いますが、それは常にアッラーの教えを守り、かれを讃美し、かれに服従を誓い、その導きと助けを求めて祈り、信心を深めるために行うものです。澄んだ心でアッラーと対話することです。怠惰な気持ちを持って、厳粛で真剣に礼拝に立ち、定められた文句を唱えるのです。そうすることによって誰でもアッラーの無限の恩恵にあづかれるのです。」

「礼拝に際して注意すべき点

(イ) 世界のどの地にいても、正しくキブラ（マッカのカアバ神殿の方角）に向うこと。

(ロ) 身心を清浄すること。

(ハ) 定められた時間帯内で、定められた礼拝をすること。

(ニ) 必ずニヤ（意志表明）を行うこと。

(ホ) 服装に関しては、男性は最低限へそこからひざまでの部分は衣服を身につけること。女性は、手と顔以外は全て衣服でおおうこと。

以上5つの点が守られていないと、礼拝は無効になります。」

第5 当委員会の判断

1 認定した事実等

(1) 本件スカーフの領置について

① 申立人が居室で本件スカーフの所持を許可され、居室内で礼拝を行っていた状況

申立人は、バングラデシュ国籍の女性であり、イスラム教を信仰している者であるところ、2006年8月31日に栃木刑務所に入所した。

当時、申立人は、イスラム教の礼拝に使用するためにスカーフを所持しており、その形状は、レース様の布で、大きさは、縦約90センチメートル・横約2メートル20センチメートルであった。

栃木刑務所は、申立人が入所した当初はスカーフを領置したが、その後、申立人からスカーフをイスラム教の礼拝のために使用したいとの申出を受け、宗教行為に対する配慮から、単独室で使用する場合に限り、これを許可した。

申立人は、単独室で生活することが多かったところ、ほとんど毎日スカーフを使用してイスラム教の礼拝を行っており、スカーフを頭から首に掛けて何重にも巻く等した上、顔以外がスカーフで覆われるようにしていた。

また、イスラム教では、1日5回定められた時間に礼拝を行うものとさ

れているところ、申立人は、工場での作業がある日は必ずしも時間ごとに礼拝を行うことはできなかったが、夕食後に1日5回分に相当する礼拝をまとめて行っていた。

② 申立人が本件スカーフより短い長さのスカーフを差し入れるよう指導されていた経緯

申立人は、2012年頃、フランス人のイスラム教徒の女性が同じ工場に配置された際、同人から、家族からスカーフの差し入れを受けたことを受けてスカーフの所持を申し出たものの、不許可となったという相談を受けた。

そこで、申立人は、その女性の申出に協力したいと考えたことから、自身は本件スカーフの所持を許可されていると申し出たところ、刑務官からより短い長さのスカーフを差し入れてもらうよう指導されるようになった。もっとも、申立人はこれに対して拒否し続けていた（なお、刑務官から申立人に対して差し入れを指導したスカーフについて、栃木刑務所からの照会回答では、「2メートル以下の長さ（申立人には、「バスタオル程度の長さ」と説明した。）」とされているのに対し、申立人はこのような説明を受けたことはないと事情聴取で述べている）。

また、栃木刑務所がこのような指導をした理由について、申立人は、当初はスカーフの長さが長いという説明を受けたが、それ以外にも生地にも問題があるという説明を受けたと事情聴取で述べているところ、申立人に対して明確な説明がされたかどうかは明らかではない。

③ 申立人が本件スカーフを領置された経緯

栃木刑務所では、自殺又は逃走等の用に供されることを防止するという観点から、2013年6月10日以降、底辺が約84センチメートル、高さが約41センチメートルの二等辺三角形の形状で、綿の布地でできた三角巾様の布（官物スカーフ）を宗教用具として整備し、申立人に対し、官物スカーフを使用するように繰り返し指導した。

しかし、申立人は、官物スカーフが作業時に使用している三角巾よりも若干大きい程度のものであり、耳や首の部分を十分に覆うことができないことから、これを使用してお祈りをするにはできないとして、これを拒否し続けていた。

そうしたところ、栃木刑務所は、2014年1月30日、刑事被収容者処遇法47条2項1号に基づき、申立人のスカーフを領置するに至ったものである。

④ イスラム教における女性の礼拝の態様

イスラム教の経典であるコーランによれば、女性のイスラム教徒は、特に礼拝の際、手と顔以外は全て衣服で覆うことが重要であり、それを守らずに行った礼拝は無効であると言われている。

(2) ラマダンの期間中の食事について

① 申立人がラマダンの期間中の食事に関する申出を拒否された状況

申立人は、栃木刑務所に入所した後、ラマダンを実施するに当たり、食事を取る時間を午後6時から午前4時30分までに変更してほしい旨の申出を行った。

ラマダン中の食事に関し、栃木刑務所は、1日1回、午後7時頃に夕食の献立の内容で、夕食給与に係る通常量の3倍（1人につき1日に給与する熱量と同等の約2,000キロカロリー）を給与する予定とし、その食事時間を、食中毒防止の観点から、午後8時30分頃までとする予定であった。また、ラマダン期間中の申立人に対するお茶の給与回数及び時間については、1日1回、午後7時頃に通常の6倍の量（1人につき朝食時・午前休憩時・昼食時・午後休憩時・夕食時・夕食後の計6回、各約350ミリリットルずつ給与する量の合計である約2,100ミリリットル）を給与することを予定していた。

しかし、申立人は、食事は24時間に1回しか取ることができない上、居室では日の出や日没も分からず時計を確認することもできない等といった理由から、ラマダンを実施することをあきらめ、ラマダン開始当日、ラマダンを中止したいとの申出を行った。そのため、申立人に対する食事及びお茶の給与回数、内容及び時間の変更が行われることはなかった。

② イスラム教におけるラマダンの期間中の食事の摂取の状況

イスラム教においては、ラマダンの期間中の食事については、通常、日没後、水を飲んでから軽食を取り、その後、礼拝を行った後に食事を取るものとされている。それから、深夜に茶と菓子を取った後、日の出の1時間半前までには食事を取るものとされている。1回当たりの食事の量は、通常の場合よりも多く取るものとされている。

(3) ラマダンの期間中の時間の把握について

① 申立人がラマダンの期間中の時間の把握に関する申出を拒否された状況

申立人は、栃木刑務所に入所した後、居室内で正確な時間を確認することができないことから、ラマダンを行うに当たり、時計を使用したいと願った。

しかし、栃木刑務所は、ラマダンは日没や日の出を基準に行うものであり、時間を確認しなければならない必要性が認められないとの理由で、その願い出に適切に対処しなかったことから、申立人は、ラマダンを実施することを諦め、ラマダン開始当日、ラマダンを中止したいとの申出を行った。

なお、栃木刑務所においては、申立人が確認できる場所に時計は設置されていない。

② イスラム教における礼拝の時間

イスラム教の礼拝は、1日に5回、定められた時間帯内で行うものとされている。ファジュル（暁）の礼拝は、ファジュルの開始時間から日の出の時間までに行い、ズフル（昼）の礼拝、アスル（午後）の礼拝、マグリブ（日没）の礼拝については、それぞれの開始時間から次の礼拝時間に入る前までに行う。そして、最後のイシャー（夜）の礼拝は、翌朝のファジュルの礼拝の開始時刻の前までに行えば良いとされる。

各礼拝の具体的な時間は、その場所における日の出と日没の時間によって変わるため、場所及び季節の影響によって時間が細かく変化する。今日では、地域ごとの礼拝時刻表がインターネット等でも公表されており、刑務所内においても、礼拝時刻表の差し入れを受ける等により、各礼拝を行うべき具体的な時間を知ることが可能である。

2 判断

(1) スカーフの領置について

① 信教の自由の重要性と宗教行為の実施に必要な物品の自弁について

本件において栃木刑務所が領置したスカーフは、申立人が宗教上の行為を行うに当たって必要とする物品であることから、それを領置したことが相当であったか否かを判断するに当たっては、信教の自由の観点から検討されなければならない。すなわち、信教の自由は、憲法20条及び市民的及び政治的権利に関する国際規約18条で保障された個人の人格的核心に密接に関連する精神的自由権として極めて重要な権利であるところ、刑事施設の被収容者においても最大限保障されなければならないものであって、このことは、法67条において、刑事施設の管理運営上支障を生ずるおそれがある場合でない限り、「被収容者が一人で行う礼拝その他の宗教上の行為は、これを禁止し、又は制限してはならない」と定められていることから明らかである。したがって、自弁の物品の使用について定められた法41条についても、それが宗教行為の実施に必要な物品である場

合には、前記の信教の自由の趣旨に照らし、受刑者の宗教上の行為に十分に配慮した解釈適用がされる必要がある。

この点、被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令（2007年5月30日付け法務省矯成訓第3339号）別表7においても、受刑者に自弁を許し、又は許すことができる日用品、文房具その他の刑事施設における日常生活に用いる物品（規則15条5項）として、数珠及びロザリオが列挙されており、宗教上の行為の実施に必要な物品を所持することが認められているところである。

② 本件の検討

ア そこで検討するに、前記のとおり、イスラム教の礼拝の際、女性は、手と顔以外は全て衣服で覆う必要があり、それが守られないと礼拝自体が無効となるとされていることから、イスラム教徒の女性にとっては、礼拝に当たって、顔以外の部分を十分に覆うことができる程度の長さや形状のスカーフを使用することは必要不可欠なものと考えられる。

このようなスカーフを使用して礼拝を行うという宗教上の行為を行う自由は、前記の信教の自由の重要性に照らし、刑事施設の被収容者においても最大限保障されなければならないものであって、刑事施設の管理運営上具体的な支障を生ずるおそれがある場合でない限り、これを禁止し又は制限することは許されない。

本件において、申立人は、栃木刑務所に入所して本件スカーフの自弁を許可された以降、7年以上の入所期間のうち多くの期間において、単独室で本件スカーフを使用して礼拝等を行っていたものであるが、栃木刑務所からの照会回答においても、その間、申立人に自殺や逃走のおそれがあったことは具体的に指摘されていない。

他方、栃木刑務所が代替品として準備した官物スカーフは、底辺が約84センチメートル、高さが約41センチメートルの二等辺三角形の布であったというのであって、髪を覆い隠すことはできても、耳や首の部分を十分に覆うことができない程度の長さや形状のものであった。

そうとすれば、栃木刑務所において、イスラム教徒の女性の宗教上の行為に十分に配慮した長さや形状のスカーフを準備することなく、本件スカーフを領置した栃木刑務所の行為は、イスラム教徒の女性である申立人の宗教上の行為に対する配慮を欠いていたといわざるを得ないから、申立人の信教の自由を侵害したものである。

イ これに対し、栃木刑務所は、照会回答において、スカーフによる自殺

・逃走の危険の防止という観点から、申立人に対し、より短い長さのスカーフを差し入れてもらうよう指導するとともに、代替物として整備した官物スカーフを使用するよう指導したところ、申立人がこれに応じなかったことから、スカーフを領置したと回答している。

確かに、刑務所においてイスラム教徒の女性の宗教行為に対する配慮からスカーフの所持を許可するに当たり、自殺・逃走の危険の防止という観点から、一定程度の長さ以下のスカーフを差し入れるようにとか、一定程度の長さ・形状の官物スカーフを代替品として準備してこれを使用するようといった指導をすること自体は、必ずしも不合理とまではいえない。

もっとも、このような指導を行うに当たっては、前記の信教の自由の重要性に鑑み、イスラム教徒の女性の宗教行為に十分に配慮した内容の指導でなければならないものであり、また、これらの指導の内容やその理由について、受刑者に十分な説明をしなければならないものというべきである。

しかし、前記のとおり、栃木刑務所が代替品として準備した官物スカーフは、髪を覆い隠すことはできても、耳や首の部分を十分に覆うことができない程度の長さや形状のものであり、イスラム教徒の女性の宗教上の行為に対する配慮を欠くものであった。

また、栃木刑務所は、従前は申立人の宗教上の行為に配慮して本件スカーフの使用を許可していたのであるから、そのような取扱いを変更するに当たっては、申立人にその変更が必要になった理由について十分に説明すべきであったところ、本件でそのような十分な説明がされたとは認められない。

ウ 以上によれば、申立人の本件スカーフを領置した栃木刑務所の行為には、イスラム教徒の女性である申立人の宗教上の行為に対する配慮を欠くところがあったものであり、申立人の信教の自由に対する侵害があったものである。

(2) ラマダンの期間中の食事について

次に、ラマダンの期間中の食事について検討するに、栃木刑務所は、ラマダン期間においては、1日1回、午後7時頃に夕食の献立の内容で、夕食給与に係る通常量の3倍を給与し、その食事時間を午後8時30分頃までとするとしている。

しかるところ、前記のとおり、宗教行為の自由は、人間活動の中核を成す

精神的自由であることから、受刑者において宗教行為の一環として食事時間を一定の時間帯に限定するという行動が実施される場合には、刑事施設の管理運営上具体的な支障を生ずるおそれがある場合でない限り、受刑者の健康面に留意しつつ、これに最大限の配慮がされなければならないものである。

そこで本件における栃木刑務所の対応について検討するに、前述したとおり、大阪刑務所においては、ラマダン期間の食事につき、①夕食時に通常の食事に加えて、パン2食分、マーガリン及びジャム各1個、パックジュース及びパック牛乳各1本を支給するとともに、②このうちパン2食分、マーガリン及びジャム各1個、パックジュース及びパック牛乳各1本については翌日の朝食時間までに取ればよいこととされている（ただし、就寝時間である午後9時から午前6時40分までの飲食までは認めていない。）。

このように、大阪刑務所では、少なくとも、保存の利く飲食物を提供し、更に、飲食物を翌日の朝食時間までに取れば良いものとして、すぐには当該飲食物を回収しない等の配慮を行っているのであるから、本件の栃木刑務所のように、イスラム教徒への配慮として、夕食として1日分の食事を約1時間30分以内に取りよう求めるというだけでは、三食分の食事（1日に必要とされるカロリー分）を一度に摂取させることとなり、特に申立人のような女性には無理を強いるものであって、イスラム教の宗教行為に対する配慮に欠けるものといわざるを得ない。

他方、大阪刑務所においても、就寝時間である午後9時から午前6時40分までの飲食までは認めていないとされているが、この点については、ラマダンを実施する受刑者を単独室に収容する等の配慮を行うことにより、他の受刑者との関係での管理運営上の支障を生じさせないようにできるものであるから、前記の宗教行為の自由の重要性に鑑み、日の出前の時間に飲食がすることができるよう更に配慮されるべきである。

以上からすれば、ラマダン期間中のイスラム教徒に対する本件における栃木刑務所の対応は、宗教行為の自由を不当に制限したものとして、人権侵害と判断されるものである。

(3) ラマダンの期間中の時間の把握について

最後に、ラマダンの期間中の時間の把握について検討するに、栃木刑務所は、申立人がラマダンを行うに当たり時計を使用したいとの願い出を行ったのに対し、礼拝を行うに当たって時間を確認しなければならない必要性はないとして、これに適切に対処しなかったものである。

しかし、前記のとおり、1日5回の各礼拝は、日の出、日没等の正確な時

刻をもとに行うものであるから、かかる認識は、イスラム教の礼拝に対する理解を誤ったものといわざるを得ない。

そして、ラマダンは、日の出及び日没の正確な時間に従って行われるものであることや、定められた時間帯内で定められた礼拝を行わない場合には礼拝は無効になるとされていることに照らせば、ラマダン期間中、正確な時間を把握する必要性は極めて高いものといえることができる。

他方で、申立人が時計を所持・使用することを認めるか、申立人自らが正確な時間を確認することができる場所に時計を設置したとしても、施設管理において重大な支障が生じるとは考え難い。

したがって、申立人がラマダン期間中に正確な時間を把握させないことは、同人の宗教行為の自由を不当に制限するものといわざるを得ないものであって、本件における栃木刑務所の対応は申立人の人権を侵害するものである。

第6 措置の内容

以上の判断を踏まえ、措置の内容を検討する。

1 栃木刑務所に対する措置の内容

前記のとおり、栃木刑務所は、イスラム教徒である申立人が同所内での礼拝に使用していたスカーフを領置し、また、ラマダンの期間中の食事の時間に関する申立人の願い出に対応せず、更に、ラマダンの期間中の時間の把握に関する申立人の願い出に適切に対処しなかったものであって、これらの対応は、いずれも申立人の宗教行為の自由という人権を侵害したものである。

しかるところ、前記に述べた申立人が侵害された人権の内容及び性質並びに侵害の態様及び程度等に鑑みれば、人権侵害の相手方である栃木刑務所に対し、今後の人権侵害の防止等のため、以下のとおり適切な対応を求めるべく、要望するのが相当である。

まず、栃木刑務所は、申立人が礼拝に使用していたスカーフを領置したものであるところ、イスラム教徒の女性が礼拝を行うに当たっては、顔以外の部分を十分に覆うことができる程度の長さや形状のスカーフが必要であることに照らし、今後、イスラム教徒の女性の受刑者が礼拝を行うに当たっては、宗教上の行為に配慮した必要な措置を講じるべきである。

また、イスラム教徒の受刑者がラマダンを行うことを希望した場合は、日の出前にも食事を取ることができるようにするため、通常の夕食のほかに、衛生上問題のない飲食物を別途支給し、それを翌朝まで取ることを認めるべきである。

更に、イスラム教の受刑者が礼拝を行うに当たっては、正確な時刻を把握する必要性があり、特に、ラマダンの時期についてはその必要性が高いことから、時計を使用することを認めるか、又は自らが正確な時間を確認することができる場所に時計を設置すべきである。

2 法務省に対する措置の内容

栃木刑務所が申立人の宗教行為の自由という人権を侵害したことは前記のとおりであるところ、本件はイスラム教徒の宗教行為の自由に関する事案であり、全国の刑事収容施設における処遇において影響を有するものであるから、その監督機関である法務省に対し、今後の人権侵害の防止等のため、以下のとおり適切な対応を求めるべく、要望するのが相当である

まず、イスラム教徒の女性の受刑者が刑務所内での礼拝を行うに当たっては、顔以外の部分を十分に覆うことができる程度の長さや形状のスカーフが必要であることに照らし、被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令の別表にスカーフを明記する等、イスラム教徒の女性の宗教上の行為に配慮した必要な措置を講じるべきである。

また、イスラム教徒の受刑者が刑務所内でラマダンを行うに当たっては、受刑者の健康管理及び衛生上の配慮を行う一方、食事の内容や食事を取る時間に配慮するとともに、受刑者が正確な時間を把握できるよう、各施設に指導すべきである。

第7 結論

以上のとおりであるから、栃木刑務所及び法務省に対し、それぞれ別紙のとおり要望するのが相当である。

以 上

※別紙は省略。